

6 鯨類科学調査をめぐる動き

(1)「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」の成立

ア これまでの経緯と法律制定の意義

大型鯨類(ヒゲクジラ類及びマッコウクジラ)は、国際捕鯨委員会(IWC)の下で管理されていますが、IWCは昭和57年に商業捕鯨の一時停止(商業捕鯨モラトリアム)を決定し、それ以降、大型鯨類の捕獲枠はゼロとなっています。我が国は、この商業捕鯨モラトリアムを修正・撤廃し、商業捕鯨の再開のために必要な科学的知見を収集するため、昭和62年以降、国際捕鯨取締条約第8条1に基づく鯨類科学調査を南極海(昭和62年以降)及び北西太平洋(平成6年以降)において実施しています。

しかしながら、グリーン・ピースやシー・シェパード等の反捕鯨団体が、我が国調査船団とその乗組員の生命・財産を脅かす危険な妨害行為を繰り返し、調査に支障を来すようになってきました。

また、平成26年3月には、国際司法裁判所(ICJ)の「南極における捕鯨」訴訟において、我が国にとって厳しい判決が出されました。

このような状況を受け、同年4月に衆議院及び参議院の農林水産委員会において、調査の継続実施や、政府が調査船団やその乗組員の安全確保に責任を持つこと、政府が安定的な財政支援を行うことなどを内容とする調査捕鯨継続実施等に関する決議が採択されました。

これらの経緯を踏まえ、商業捕鯨の再開のために実施する鯨類科学調査に係る法律制定に向け、与野党が一丸となって調整が行われ、平成29年6月、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」が成立し、同月に公布・施行されました。



南氷洋の氷海を進む調査母船・日新丸
提供: 鯨類研究所

本法の成立により、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するため

の鯨科学調査を実施し、商業捕鯨の早期再開を目指すという我が国の方針が、国内外に改めて示されました。

イ 法律の主な内容

この法律は、商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図ること及び海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とし、政府は、鯨類科学調査の基本方針の策定、財政上の補助、実施体制の整備に必要な措置、妨害行為への対応に対する支援等の施策を行う

こととされています。

(2) 新南極海鯨類科学調査

鯨類科学調査については、平成 27 年度から、平成 26 年の国際司法裁判所 (ICJ) の判決の指摘事項を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画 (NEWREP-A) に基づく調査を開始しました。NEWREP-A は、クロミンククジラの捕獲枠を算出するための科学的情報の高精度化と、生態系モデルの構築を通じた南極海の海洋生態系の構造及び動態の研究を目的とした平成 27 年度 (2015 年度) から 2026 年度までの 12 年間の調査計画であり、非致死的手法の実行可能性の検証等、これまでよりも非致死調査を拡大しています。平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月まで、3 年目の調査が実施されました。



調査で捕獲したミンククジラの外部形態調査
提供：鯨類研究所

(3) 新北西太平洋鯨類科学調査

平成 29 年 (2017 年) 6 月から、新北西太平洋鯨類科学調査計画 (NEWREP-NP) に基づいた鯨類科学調査を北西太平洋で実施しています。NEWREP-NP は、平成 28 年 (2016 年) 11 月に国際捕鯨委員会 (IWC) 科学委員会に案が提出され、IWC 科学委員会によるレビュー等必要な手続きを経て、平成 29 年 (2017 年) 6 月に最終化されました。

NEWREP-NP は、12 ヶ年計画 (平成 29 年度 (2017 年度) ~ 2028 年度、調査開始から 6 年後に中間評価を実施) で、日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出と、沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出に必要な情報を収集することを主目的としています。

また、捕獲調査の他、衛星標識、バイオプシー及び目視調査など非致死調査の充実や、外部研究機関との連携強化を図っています。



クロミンククジラ
提供：鯨類研究所

7 国際サンゴ礁年2018

サンゴ礁生態系保全の国際協力の枠組みである国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)¹が、2018年を3回目の「国際サンゴ礁年」(IYOR: International Year of the Reef)に指定しました(1回目は1997年、2回目は2008年)。国際サンゴ礁年とは、サンゴ礁生態系の価値やそれを取り巻く脅威について普及啓発し、一人一人の行動を促すための世界規模のキャンペーンであり、各国において、政府・民間・学術団体・市民社会のパートナーシップの向上、効果的な管理戦略の実施、持続可能な管理に関する情報共有等を推進することが推奨されています。

我が国では、上述のような取組に賛同し、国内では、環境省が幅広く多様な主体の取組と連携し、国際サンゴ礁年2018を展開しています。そのキャッチフレーズは、「つながる、広がる、支えあう」としています。

幅広く多様な主体とのパートナーシップにより、上記の普及啓発や一人一人の行動を促すため、環境省では、平成29年(2017年)11月30日に国際サンゴ礁年2018のキックオフミーティングを関係企業・団体等と行いました。また、国際サンゴ礁年2018活動登録制度や国際サンゴ礁年2018オフィシャルサポーター制度、SNSを通じた情報共有等を実施し、多様な主体の参加によるサンゴ礁保全の取組を積極的に進めており、具体的には以下のような取組を実施しています。

① 国際サンゴ礁年2018活動登録制度

国際サンゴ礁年2018の趣旨に沿って実施される活動・イベント等を登録し、Facebook²等を通じて多くの人に参加を呼びかけるものです。登録された活動・イベントの実施に当たっては、共通のロゴマーク、イメージキャラクター、ポスターなどを活用することにより統一感をもって活動を展開することとしています。また、それらの活動等の内容・報告等は、環境省が記者発表やHP掲載等を通じて積極的に周知を行っています。



礁太くんと友達キャラクター(環境省作成)
IYOR2008の際に、国際サンゴ礁年の知名度向上とサンゴ礁保全の機運の醸成を図るために採用されたイメージキャラクター



国際サンゴ礁年2018のロゴマーク
(ICRI作成)

¹ 「国際サンゴ礁イニシアチブ (ICRI)」

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/international/icri.html>

² 「国際サンゴ礁年2018の活動情報共有のfacebook」

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/international/icri.html>

② 国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター制度

国際サンゴ礁年 2018 の趣旨に沿って保全や普及啓発の活動、又はその支援を行う企業等を、国際サンゴ礁年オフィシャルサポーターとして環境省が任命し、多様な関係者の連携により取組を推進する制度です。オフィシャルサポーター企業は、広報誌やポスター、HP 等、様々な媒体で①に示すロゴマーク等を使用することにより、国際サンゴ礁年の知名度向上とサンゴ礁保全の機運の醸成を図ることとしています。

平成 30 年 1 月 28 日に環境省主催で開催した国際サンゴ礁年 2018 オープニングシンポジウムでは、サポーター企業 13 団体に対し任命式を実施しました。なお、今後もサポーターへの応募は随時(平成 30 年中)受け付けています。

③ 国際サンゴ礁年 2018 アンバサダー

国際サンゴ礁年 2018 アンバサダーに、東京海洋大学名誉博士・客員准教授さかなクンを任命しました。さかなクンには、サンゴ礁の素晴らしさや大切さについて皆様に分かり易く伝える役割を担ってもらっています。

ご参考

国際サンゴ礁年 2018 についての最新の情報を以下にて公開していますので、ご参照ください。

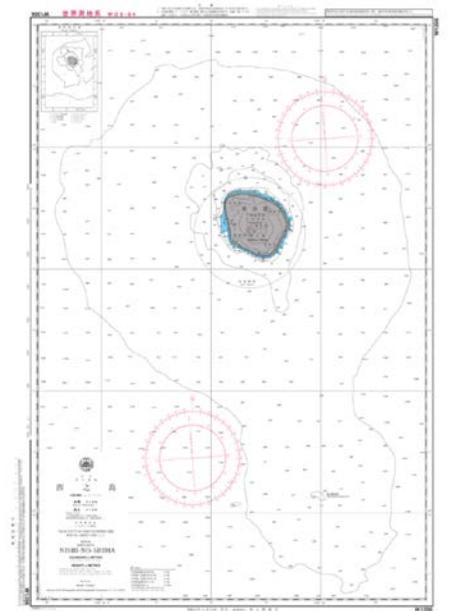
<http://www.env.go.jp/nature/biodic/sango2018/index.html>

8 西之島に関する海図を発行

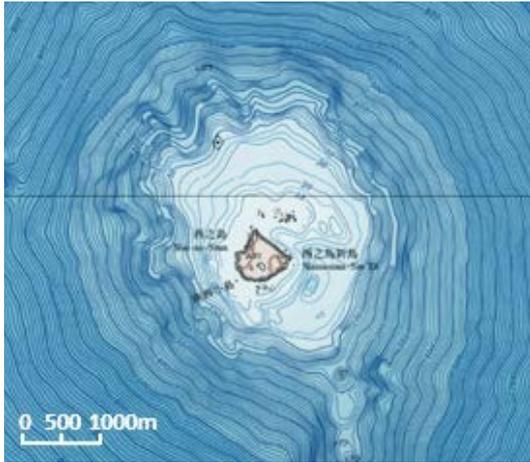
海上保安庁は、平成 25 年 11 月 20 日、西之島の近傍に火山活動と新たな陸地の出現を確認しました。これ以降、航空機による監視観測を継続するとともに、測量船や航空機による水路測量を実施し、平成 29 年 6 月に、航海用海図及び海底の詳細な地形を表した海底地形図の 2 種類の海図を新しく発行しました。

航海用海図は、縮尺 25,000 分の 1 で、島の周辺の水深は 1,000m を表す等深線が収まるように描かれています。海図は、数年にわたる複数回の測量の成果から作製されたものです。

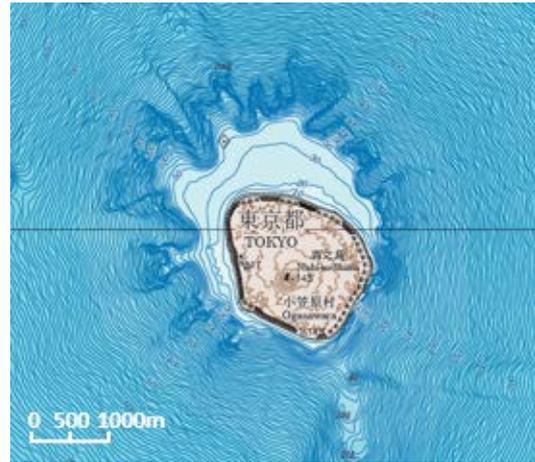
海底地形図は、縮尺 50,000 分の 1 で、海底地形を 10m 間隔の等深線と彩色により表しています。従来の海底地形図と比べて、測量機器の性能向上により詳細な海底地形を描画することができました。



航海用海図
W1356「西之島」
メルカトル図法による

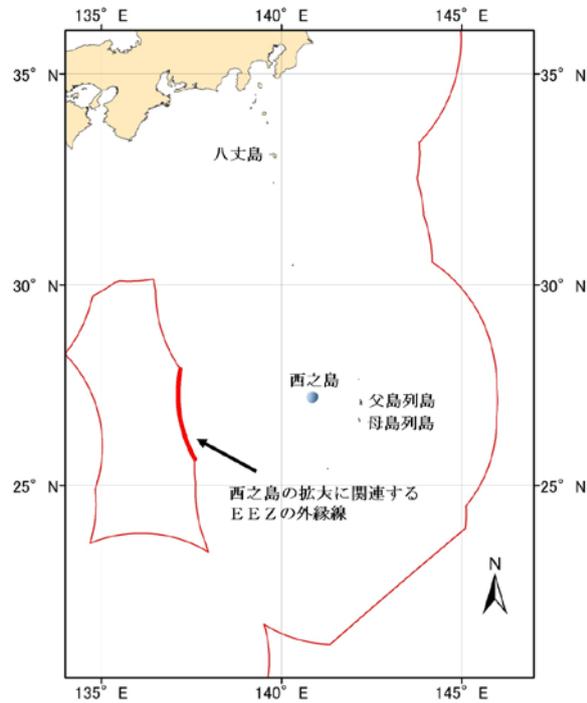


旧 海底地形図



新 海底地形図

国際的には、領海等の幅を測定する通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている沿岸の低潮線とすると定められており、西之島の航海用海図は、我が国の管轄海域(領海と排他的経済水域を合わせた海域)の面積が約50km²拡大したことの根拠となるものです。西之島の拡大により、天然資源の探査や開発、人工島や施設の設置等ができる範囲が広がりました。西之島は、平成27年11月17日以降噴火が確認されていませんでしたが、約1年5ヶ月後の平成29年4月20日に再び噴火し、島の西側と南西側の海へ溶岩が流入するとともに、島がさらに拡大しました。平成29年8月2日を最後に噴火は確認されていませんが(平成30年5月現在)、海上保安庁では、今後も西之島の監視を続け、現状の把握を行うことにしています。また、火山活動が沈静化し、安全が確認された後には改めて水路測量を行い、海図を更新する予定です。



EEZの外縁線をイメージした図

9 黒潮大蛇行が12年ぶりに発生

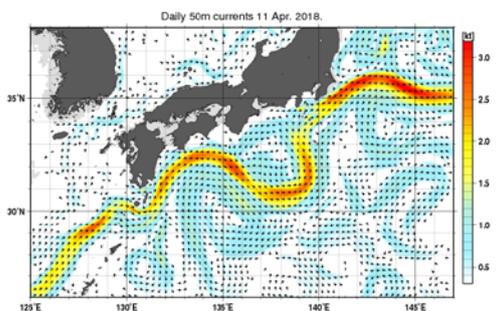
黒潮は、日本の南岸に沿って流れる世界有数の強い海流です。黒潮の流路は、平成29年(2017年)8月下旬以降、潮岬、東海沖で大きく離岸し大蛇行となりました。大蛇行となったのは、平成17年(2005年)8月以来12年ぶりです。気象庁と海上保安庁では、海洋気象観測船や測量船により、大蛇行している黒潮流域の海洋内部の水温や海流等をきめ細かく

観測するなど、監視を強化しています。

黒潮の大蛇行は、海運業、水産業等に影響を及ぼすことが知られています。また、大蛇行期間中は、東海から関東地方の沿岸潮位が上昇する傾向があります。平成 29 年(2017 年)の台風第 21 号通過時には、大蛇行による潮位上昇に、台風に伴う強風や気圧低下、さらに大潮の時期、満潮時刻が重なり、高潮・高波による被害が各地で発生しました。

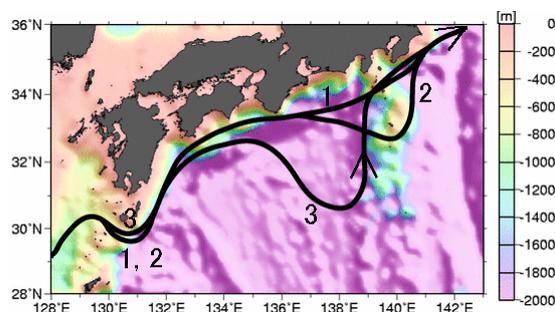
黒潮の大蛇行は、過去の例では、1 年から数年程度継続しています。気象庁では、大蛇行期間中、「黒潮の大蛇行関連ポータルサイト³」を開設し、最新の解析結果や予測、海洋気象観測船による観測結果等の情報をまとめて掲載します。海上保安庁では、測量船による観測結果等最新のデータを基に解析した黒潮流路等を記載した海洋速報⁴を提供しています。

気象庁と海上保安庁では、今後も黒潮流路の変動を注意深く監視していきます。



平成30年(2018年)4月11日の深さ50mの海流赤いところが流れの速い海域を示します。

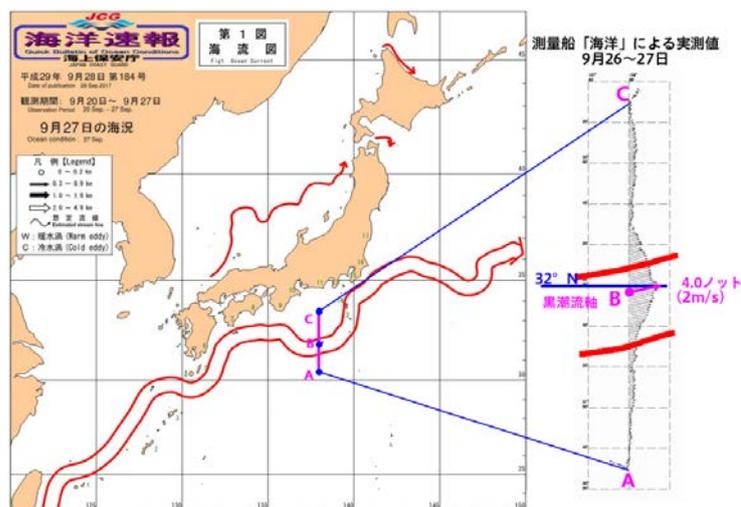
提供: 気象庁



本州南岸を流れる黒潮の典型的な流路

- 1: 非大蛇行接岸流路 2: 非大蛇行離岸流路
- 3: 大蛇行流路

提供: 気象庁



平成29年(2017年)9月27日の海流と測量船「海洋」実測データ
 二重赤線が黒潮の流路を示しています。A-Cの線上(東経138度)を観測したところ、
 B点の流速が最も速く4.0ノットであることが分かりました(図右側拡大部)。

提供: 海上保安庁

³ https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/data/db/kaikyo/etc/kuroshio_portal_201710.html

⁴ <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>